

京都市産業用地創出制度補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）に基づく京都市地域未来投資促進基本計画（以下「基本計画」という。）で定めた重点促進区域内において、地域経済を牽引する事業の用に供する施設の立地を促進し、もって市内経済の活性化と雇用の創出を図るため、交通の円滑化や後続開発に留意した道路整備に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通の円滑化や後続開発に留意した道路整備 地域未来投資促進法に基づく基本計画で定めた重点促進区域内にある京都市道向島53号線、京都市道中道及び一般国道1号、その他市長が必要と認める道路において、事業者が交通の円滑化や後続開発に留意するために行う道路整備をいう。
- (2) 開発行為 都市計画法第4条第12項に規定する主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、地域未来投資促進法に基づく基本計画で定めた重点促進区域内において実施する、次の各号に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 地域未来投資促進法第13条に基づく、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業
- (2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条の規定により総合効率化計画の認定を受けた事業
- (3) 貨物自動車運送事業法第2条第6項に基づく特別積合せ貨物運送事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、前条に掲げる事業を実施する事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助対象者とししない。

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者
- (3) 営業に関して必要な認可等を取得していない者
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(交付の対象)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に伴い実施する交通の円滑化や後続開発に留意した道路整備に要した費用のうち、次の各号に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 道路側溝整備費
- (2) 道路舗装工事費
- (3) 土地の購入費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に定める経費（ただし、消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1に相当する額とする。ただし、別表1において定める算定基準日時点の算定基準額の2分の1を上限とする。

- 2 前項の規定により補助金の額を算定する場合において、補助金の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助対象事業の指定の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、開発行為に着手する日の30日前までに、京都市産業用地創出制度補助対象事業指定申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 申請者の概要が分かる書類
- (3) 第3条の補助対象事業であることを証明する書類
- (4) 第3条の補助対象事業の事業計画書
- (5) 位置図
- (6) 道路整備に係る工事図面（補助対象経費の実施予定数量が分かるもの）
- (7) 道路整備に係る工事費見積書及び土地の売買契約書の写し等（補助対象経費の額が分かるもの）
- (8) 直近年度分の法人市民税、固定資産税及び都市計画税の納付を証する書類
- (9) 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）
- (10) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の指定の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定により申請があつた場合に、適当と認めるときは、補助対象事業の指定を決定する。この場合において、市長が補助金の交付目的を達成するために必要と認める場合は、補助対象事業の指定に条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助対象事業を指定したときは、指定を受けた申請者（以下「指定事業者」という。）に対し、その旨を京都市産業用地創出制度補助対象事業指定決定通知（第2号様式）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助対象事業に指定することが不適當であると認めるときは、申請者に対し、その旨を京都市産業用地創出制度補助対象事業不指定決定通知（第3号様式）により通知す

るものとする。

（指定申請内容の変更）

第9条 指定事業者は、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに京都市産業用地創出制度補助対象事業変更・中止・廃止届出書（第4号様式）に第7条に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- （1）指定申請書に記載した申請者の氏名又は住所に変更があったとき、若しくは添付書類に記載した事項において、補助金の交付に影響を与える変更があったとき。
- （2）補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

（指定の取消し）

第10条 市長は、指定事業者又は補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業の指定を取り消すことができる。

- （1）第3条及び第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- （2）指定事業者が補助対象事業を中止又は廃止したとき、若しくは補助対象事業が中止又は廃止の状態にあると市長が認めたとき。
- （3）指定事業者が指定を受けた日から5年以内に補助対象事業に係る施設の操業又は営業を開始しないとき。
- （4）指定事業者が偽りその他不正の手段により、補助対象事業の指定の決定を受けたとき。
- （5）その他補助対象事業の指定をすることが特に不適当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助対象事業の指定を取り消したときは、京都市産業用地創出制度補助対象事業指定取消決定通知（第5号様式）により通知するものとする。

（交付の申請）

第11条 指定事業者からの条例第9条の規定による申請は、開発行為に関する工事完了日の属する年の翌年4月1日以降、かつ、補助対象事業に係る施設の操業又は営業が開始された日以降に、京都市産業用地創出制度補助金交付申請書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）完成図（補助対象経費の実施数量が分かるもの）
- （2）現場写真（補助対象事業及び道路整備の状況が分かるもの。写真撮影位置図を含む。）
- （3）開発行為に関する工事の検査済証（ただし、第3条第3号に規定する補助対象事業にあっては、工事完了日が分かる書類とする。）
- （4）精算書及び契約書の写し等（補助対象経費の額が分かるもの）
- （5）補助対象事業に係る土地の公図及び全部事項証明書
- （6）その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、申請が可能となった日から1年以内に行わなければならない。

(交付の決定等)

第12条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当であると認めるときは、京都市産業用地創出制度補助金交付決定通知（第7号様式）により通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、京都市産業用地創出制度補助金不交付決定通知（第8号様式）により通知するものとする。

(地位の承継)

第13条 指定事業者に係る相続、合併又は分割により、指定事業者から補助対象事業に係る事業を承継しようとする者は、市長の承認を得て、指定事業者の地位を承継することができる。

2 指定事業者者の地位を承継しようとする者は、あらかじめ、京都市産業用地創出制度指定事業者承継承認申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱において別に定めるとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月4日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

補助対象経費	算定基準日	算定基準額
道路側溝整備費	開発行為に関する検査済証の交付を受けた日（第 3 条第 3 号に規定する補助対象事業にあっては工事が完了した日）	算定基準日の属する適用期間の土木工事標準積算基準書（京都市建設局）に基づき算定した額
道路舗装工事費	開発行為に関する検査済証の交付を受けた日（第 3 条第 3 号に規定する補助対象事業にあっては工事が完了した日）	算定基準日の属する適用期間の土木工事標準積算基準書（京都市建設局）に基づき算定した額
土地の購入費	開発行為に関する検査済証の交付を受けた日（第 3 条第 3 号に規定する補助対象事業にあっては工事が完了した日）の属する年の翌年 4 月 1 日	京都市固定資産税路線価に対象となる数量を乗じて得た額

第 1 号様式

京都市産業用地創出制度補助対象事業指定申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人の主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人の名称及び代表者の氏名)

京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第 7 条の規定による補助対象事業の指定を受けたいので申請します。	
補 助 対 象 事 業 の 名 称	
補助対象事業を実施する所在地	
補 助 対 象 事 業 の 内 容	
補助対象経費の実施予定数量	
開発行為に関する工事予定時期	年 月 日 ～ 年 月 日
建築行為に関する工事予定時期	年 月 日 ～ 年 月 日
施設の操業等開始予定日	年 月 日
備 考	

第2号様式

第 号
年 月 日

様

京都市長



(担当)

京都市産業用地創出制度補助対象事業指定決定通知

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業指定申請について、京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業として指定することを決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 指 定 番 号 第 号

2 指 定 年 月 日 年 月 日

3 補助対象事業の名称

第3号様式

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当 印)

京都市産業用地創出制度補助対象事業不指定決定通知

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業指定申請について、京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業として指定しないことを決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

1 補助対象事業の名称

2 不指定理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式

変更
 京都市産業用地創出制度補助対象事業 中止 届出書
 廃止

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号により京都市産業用地創出制度補助金交付要綱 第8条の規定による指定を受けた補助対象事業を ☐ 変更 ☐ 中止 ☐ 廃止しますので、同要綱第9条 の規定により届け出ます。	
補助対象事業の指定番号	
補助対象事業の内容 （変更の場合のみ）	【変更前】
	【変更後】
変更、中止又は廃止の理由	
変更、中止又は廃止年月日	年 月 日

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当

印
)

京都市産業用地創出制度補助対象事業指定取消決定通知

京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記の補助対象事業の指定を取り消すことを決定しましたので通知します。

記

- 1 指定年月日及び指定番号 年 月 日 (第 号)
- 2 補助対象事業の名称
- 3 指定取消理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 6 号様式

京都市産業用地創出制度補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人の主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人の名称及び代表者の氏名)

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、補助金の交付を申請します。	
補助対象事業の指定番号	
補 助 対 象 事 業 の 名 称	
補助対象経費の実施数量	
開発行為に関する工事完了日	年 月 日
施設の操業等開始予定日	年 月 日
備 考	

第 号
年 月 日

様

京都市長



(担当)

京都市産業用地創出制度補助金交付決定通知

年 月 日付けで申請のありました京都市産業用地創出制度補助金については、京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 補助対象事業の名称

2 交 付 金 額 金 円

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当

印
)

京都市産業用地創出制度補助金不交付決定通知

年 月 日付けで申請のありました京都市産業用地創出制度補助金については、
京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり不交付とすること
を決定しましたので通知します。

記

1 補助対象事業の名称

2 不 交 付 理 由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 9 号様式

京都市産業用地創出制度指定事業者承継承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人の主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人の名称及び代表者の氏名)

指定事業者の地位を承継したいので、京都市産業用地創出制度補助金交付要綱第 13 条の規定により申請します。	
補助対象事業の指定番号	
補助対象事業の名称	
補助対象事業を実施する所在地	
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	年 月 日
備 考	